

特定非営利活動法人 治験ネットワーク福岡 倫理審査に係わる標準業務手順書 改訂一覧
 第4版→第5版

朱書部：変更部分

新頁	項目名	第4版 承認日：平成27年4月1日	項目名	第5版 承認日：平成29年2月22日	改訂理由
表紙	—	第4版 作成 特定非営利活動法人治験ネットワーク福岡 倫理審査委員会事務局 改訂日 平成27年4月1日 (第 4 版)	—	第5版 作成 特定非営利活動法人治験ネットワーク福岡 倫理審査委員会事務局 改訂日 平成29年2月22日 (第 5 版)	改定履歴更新
3	(ECの成立要件と採決)	第5条7. ECは、採決に当たっては、審議に参加した委員のみが参加できることとし、参加委員全員の合意を原則とする。	(ECの成立要件と採決)	第5条7. ECは、採決に当たっては、審議に参加した委員のみが参加できることとし、参加委員全員の合意を原則とする。審議を尽くしても全会一致に至らない場合、投票により判定することができる。投票においては、出席委員の4分の3以上が承認と判定した場合に承認とする。その場合には、少数意見を議事録に記録する。なお、迅速審査が適用となる研究の審査の判定においては、この限りではない。	全会一致が困難な場合の決議方法を追記